

平成30年度個人市県民税における主な改正点

①給与所得控除の見直し

給与所得を算出するときに用いる給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます。

給与収入額	給与所得控除額	
	平成29年度(28年分)	平成30年度(29年分)
1,000万円以上 1,200万円未満	収入金額×5%+170万円	220万円
1,200万円以上	230万円	220万円

②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品から代替を進める観点から、以下の一定の取組みを行っている方が、自己、または生計を一にする親族のために特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費用を支払った場合には、その購入費用のうち12,000円を超える額(上限88,000円)を所得控除できる特例が創設されました。

ただし、本特例の適用を受ける場合は、同時に、通常の医療費控除の適用を受けることはできません。

【一定の取組】①健康診査(人間ドック)、②予防接種、③定期健康診断、④特定健康診査(メタボ検診)、⑤がん検診

【特例対象期間】平成29年1月1日～平成33年12月31日

【控除上限】88,000円

【計算式】(A)-(B)-12,000円 = 控除額(上限88,000円)

A:対象期間中の各年分(1月～12月)に購入したスイッチOTC医薬品の購入費用

B:保険金等で補てんされる金額

③上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の申告・課税方式の選択制明確化

上場株式等の配当所得等及び源泉徴収口座内の譲渡所得等について、住民税の税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の提出とは別に、市民税・県民税申告書を提出することで、住民税の課税方法(申告不要制度、総合課税、申告分離課税)を選択できるようになりました。

問合先 税務課 ☎444・0509

あま市出前講座を開講しています

市の職員が会場に直接出向いて市政の仕組みや制度、事業の内容などをわかりやすく説明する「あま市出前講座」を開講しています。ぜひご利用ください。講座メニューは市公式ウェブサイトをご覧ください。企画政策課(本庁舎)にご用意してあります。

対 象 市内在住、または在勤もしくは在学している方がつくる10人以上の参加が見込まれるグループ、または団体

※1回の講座時間は30分から90分を目安とし、開催場所は申込者でご用意いただく、市内の公の施設や地区集会所のみとします。

申 込 希望講座・日時・場所・団体名・連絡先・参加予定人数等必要事項を申込書に記入して、開催希望日の3週間前までに企画政策課(本庁舎)に提出してください。

web <http://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jyorei/1002773.html>

問合先 企画政策課 ☎444・1712

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課) または189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分

高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

(夜間・休日は宿日直者につながります)